

改正

平成28年3月28日告示第15号

平成29年3月31日告示第28号

錦江町地方創生推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく錦江町総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び検証等に関し、必要な取組みの方向性を整理するため、錦江町地方創生推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の業務)

第2条 委員会は、総合戦略に示すべき取組みの方向性及びその効果について検討・検証し、必要な意見の集約を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 産業界における団体の役員及び職員のうちから町長が委嘱する者
- (2) 行政機関における団体の役員及び職員のうちから町長が委嘱する者
- (3) 教育機関における団体の役員及び職員のうちから町長が委嘱する者
- (4) 金融機関における団体の役員及び職員のうちから町長が委嘱する者
- (5) 労働関係団体における役員及び職員のうちから町長が委嘱する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める者

3 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、議事その他会務を総括し、会議の議長となる。

2 委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、最初に開催される会議は町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。ただし、委員長が必要と認めるときは、持ち回り審議により委員の意見を聴くことができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日告示第15号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第28号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。